

(証券コード 9087)

平成27年6月15日

株 主 各 位

東京都港区新橋一丁目10番9号
タカセ株式会社
代表取締役社長 大宮司 典夫

第99期定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

平成27年6月11日付で株主の皆様にご送付いたしました「第99期定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって、下記のとおり、記載の訂正をご連絡いたします。

記

第99期定時株主総会招集ご通知の45ページ(第2号議案 定款一部変更の件)に記載された「終結」を「**締結**」に訂正するものであり、訂正の箇所は、**太字**により記載しております。

<訂正前>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(社外取締役の責任限定)
第29条～第36条 (条文省略)	第29条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を終結することができる。</u>
	第30条～第37条 (現行どおり)
(新 設)	(社外監査役の責任限定)
第37条～第40条 (条文省略)	第38条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を終結することができる。</u>
	第39条～第42条 (現行どおり)

<訂正後>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(社外取締役の責任限定)
第29条～第36条 (条文省略)	第29条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u>
	第30条～第37条 (現行どおり)
(新 設)	(社外監査役の責任限定)
第37条～第40条 (条文省略)	第38条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u>
	第39条～第42条 (現行どおり)

以 上